

2020年8月吉日

関係各位

株式会社高松メッキ  
リスク統括室

## 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

当社では、新型コロナウイルス感染症予防に関する取り組みが感染症の抑制に成果を上げてきましたが、今後、完全な感染症の収束までの期間が長期間にわたることを勘案し、CSRの観点からの各通達を統合し、新たにガイドラインとして制定いたします。

### 記

#### 【基本方針】

1. 職場における感染防止対策の取り組みが社会全体の感染症拡大防止につながることを認識し、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を考慮する。
2. 事業継続の視点から生産活動を維持するため、感染リスクを抑制する対策を講じた上で、組織、個人に与えられた職責を果たす工夫を求める。

#### 【感染予防策の体制】

1. 社長が率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
2. リスク統括室責任担当役員は、感染症法、新型インフルエンザ等特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するよう権限を有し、労働安全衛生関係法令を踏まえ、環境安全関係会議体、産業医、経営会議の活用を図る。
3. リスク統括室は、行政、業界団体を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

#### 【健康確保について】

1. 出勤前・・・社員は感染を疑われる症状の有無を確認し、休暇の取得を奨励する。
2. 勤務中・・・体調不良になった場合、必要に応じ帰宅、自宅待機をする。
3. 療養中・・・毎日、健康状態確認のうえ、出社判断は学会指針を参考にする。

改善が見られない場合は、医師、保健所への相談を指示する。

※上記については、事業場内の派遣労働者にも派遣事業者を通じて同様の取り扱いとする。

### 【勤務について】

1. できる限り 2 メートルを目安に一定の距離を保てるよう、人員配置について考慮する。
2. 始業時、休憩前後を含め定期的な手洗いを徹底する。手指消毒液の活用も推奨する。
3. 勤務中は、マスクなどの着用をする。  
(但し、熱中症のリスクを考慮し、距離を保った上でのマスクの非着用を認める。)
4. 飛沫感染防止のため座席配置などは広々と設置し、仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角、もしくは横並びにするなどの工夫する。  
(その場合でも最低 1 メートル開けるなどの対策をする)
5. 1 時間に 2 回以上窓や扉を開放し、換気を行う。
6. 共用物品や頻回に触れる箇所を工夫して最小限にする。(消毒でも可)
7. 頻繁に対面する場所は、遮蔽板を活用する。
8. 外勤は、公共交通機関のラッシュ帯を避けるなど、人混みへ近づかないようにする。
9. 出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
10. 外勤時や出張時には、面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。
11. 会議や研修は、オンラインで行うことも検討する。
12. 会議を対面で行う場合は、マスクを着用し、換気に留意する。  
(近距離や対面着席は避ける)
13. 社外会議やイベントは、参加の必要性をよく検討した上での最少人数とし、マスクを着用する。

### 【休憩について】

1. 共用する物品(テーブル、椅子など)は、定期的に消毒する。
2. 入退出の前後の手洗いを徹底する。
3. 喫煙を含め休憩を取る場合、できる限り 2 メートルを目安に距離を確保する。
4. 屋内休憩スペースでは、常時換気を行う。
5. 食堂などでの飲食は、できる限り 2 メートルを目安に距離を確保し、困難な場合は対面で座らないようにする。

### 【トイレについて】

1. 清掃は、通常の方法で問題ない清拭消毒を行う。
2. トイレの蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流す。
3. ハンドドライヤーの利用停止や共通タオルの使用禁止とし、個人でタオル等を持参する。

#### 【設備・器具について】

1. ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共用テーブル、椅子などの共用設備は、洗浄や消毒を頻繁に行う。
2. ゴミはこまめな回収を行い、体液の付着したゴミはビニール袋に密閉する。ゴミ回収の清掃作業は、マスク手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

#### 【部外者立ち入りについて】

1. 取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して社員に準じた感染防止対策を求める。

#### 【感染にかかる啓発について】

1. 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する場合、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。
2. 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
3. 新型コロナウイルス感染症から回復した社員やその関係者が、事業場内で差別されることなどが無いよう、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
4. 過去14日以内に政府から入国制限されている、又は入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。

#### 【感染者が確認された場合の対応について】

1. 保健所、医療機関の指示に従う。
2. 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。
3. 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
4. オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法について、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

#### 【その他】

1. 本ガイドラインにて対応が不明なものについては、リスク統括室が方針決定する。
2. 感染者が発生した場合、リスク統括室、統括安全管理者、統括衛生管理者、及び組織上の関連責任者は、保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りに協力する。

以上